

3月定例会議決まで

非 公 開

1

令和3年1月5日

部長会議資料

# 私債権である工事契約解除に伴う 契約違約金の債権放棄について

建設部道路課

# 1 道路課管理の徴収が見込めない私債権

- ・ 工事契約解除に伴う契約違約金  
債権金額 211,986円（2件）

## ①債権金額 77,061円

債務者 株式会社 A

工事名 更北305号線側溝整備工事

契約期間 H14. 9. 25～H14. 12. 16

契約金額 2,667,000円

- ・ 平成14年12月6日 契約違約金発生
- ・ 平成15年1月31日 督促状の送付
- ・ 平成15年7月14日 徴収停止
- ・ 平成16年10月15日 法人格の消滅

## ②債権金額 134,925円

債務者 株式会社 B

工事名 中氷鉋藤牧線薄層ガ-舗装工事

契約期間 H24. 2. 8～H24. 3. 26

契約金額 1,349,250円

- ・ 平成24年3月30日 契約違約金発生
- ・ 平成24年8月9日 督促状の送付
- ・ 平成25年3月29日 徴収停止
- ・ 平成26年3月28日 法人格の消滅

## 2 私債権の管理状況と今後の対応

- 2件とも債務者は所在不明であり法人格が消滅していて徴収不能であるため徴収停止としている。
- 時効期間は満了しているが、私債権のため債権は消滅していない。
- 例年、決算で収入未済として報告している。
- 令和元年度、収納向上対策協議会にて私債権の全庁調査
- 協議会にて、今後も徴収が見込めない私債権は、議会の議決を得て債権放棄する方針が出された。
- 私債権2件について、3月議会の承認を得て債権放棄する。
- 令和2年度決算で、不能欠損処理をする。